

1 財務会計事務

(2) 建設仮勘定の精算事務

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容						
教育委員会事務局 教育振興室 高等学校課	<p>1 府立高等学校教育振興事業において、平成 24 年度期首と期末の建設仮勘定が同額の 99,775,590 円計上されていた。</p> <p>本件の内容を調査したところ、摂津高等学校に体育科を新設するため、平成 22 年度と平成 23 年度にかけて実施したグラウンド整備工事に係る工事費等が平成 23 年 6 月に工事が完了し、供用が開始されているにもかかわらず建設仮勘定に未精算として計上されたままとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="608 814 1205 1010"> <tr> <td>大阪府立摂津高等学校グラウンド整備工事費</td> <td>98,830,590 円</td> </tr> <tr> <td>摂津高校グラウンド整備工事監理業務委託料</td> <td>945,000 円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>99,775,590 円</td> </tr> </table>	大阪府立摂津高等学校グラウンド整備工事費	98,830,590 円	摂津高校グラウンド整備工事監理業務委託料	945,000 円	合 計	99,775,590 円	<p>1 建設仮勘定に計上した資産について、建設仮勘定取扱要領第 4 条に基づき精算を行う必要があるにもかかわらず、高等学校課の担当者が建設仮勘定の精算に係る事務処理を適切に行えていなかったことが要因である。</p> <p>2 本件については、速やかに建設仮勘定の精算を行うなどの是正を行うとともに、今後建設仮勘定について精算未了となっているものの理由を確認するなど再発防止のための具体的な措置を講じられたい。</p> <p>【建設仮勘定取扱要領】 第 4 条 建設仮勘定は、公有財産要領第 4 条及び第 5 条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p>	<p>1 調査の結果、本件は、工事完成時に建設仮勘定の精算を行い、資産計上が行われているにもかかわらず、データ処理に誤りがあり、建設仮勘定にも未精算のまま計上されていたことが判明した。このため、財務会計システム所管部署である会計局にデータの削除を依頼し、処理を完了した。</p> <p>平成 25 年度は、この点を反映した財務諸表を作成する。</p> <p>2 今後、月次決算等の確認などの機会において、実務担当及び決裁権者における確認を徹底する。</p>
大阪府立摂津高等学校グラウンド整備工事費	98,830,590 円								
摂津高校グラウンド整備工事監理業務委託料	945,000 円								
合 計	99,775,590 円								